

三朝温泉三喜苑介護老人福祉施設の入所における優先的取扱いに関する指針

入所選考指針

1 趣旨及び目的

この指針は、国の省令改正等に基づき、三朝温泉三喜苑介護老人福祉施設（以下「施設」という。）における入所選考に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設における入所選考の合理的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象となる者

- (1) 入所の対象となるものは、入所申込者のうち、要介護3から5までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な者及び、要介護1又要介護2であって、次の(2)に定める特列入所要件に該当する者とする。
- (2) 特列入所要件に該当することの判定に際しては、介護保険法施行規則第17条の10に定める「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる」ことに関し、以下の事情を考慮する。
 - ① 認知症や、知的障がい又は精神障がい等を伴う者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
 - ③ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所の申し込み

(1) 申し込み方法

- ① 入所の申し込みは、「三朝温泉三喜苑介護老人福祉施設入所申込書兼台帳」及び原則として居宅介護支援事業者、施設等の介護支援専門員等（以下「介護支援専門員等」という。）の意見を付した「入所選考調査票」により、本人又は家族等から施設に対して行うものとする。なお、既申込者に関し、身体状況に著しく変化があった場合も同様とする。

その際介護支援専門員等は、申し込みの際に必要な援助を行うものとする。

- ② 施設は、要介護1又は2の者からの申し込み時に、特列入所の要件を申込者に丁寧に説明するものとする。

- ③ 施設は、②の申し込み時に、申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所の申し込みを受け付けない取扱いは認められない。なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所の申し込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。

(2) 添付資料

申し込みは、このほか介護保険被保険者証(写)、要介護認定調査票の基本調査票(写)、直近3か月分のサービス利用票(写)、サービス利用票別表(写)を添付した上で行うものとする。

(3) 入所申込受付簿の整理

施設が申込書を受付した場合は、入所申込受付簿にその内容を記載して管理するものとする。

また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、受付簿にその内容を記録するものとする。

(4) 特例入所における取り扱い

要介護1又は2の入所申込者に関し、特例入所が認められる場合には、以下のような取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である、市町村又は広域連合との間で情報の共有等を行うこと。なお、必要な情報共有等が行われるものであれば、以下の取り扱いと異なる手続きでも差し支えない。

- ① 施設は、保険者市町村に対し「特例入所に関する報告書(標準様式4)」により報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
- ② 施設は、入所の選考に係る事務を行うための合議制の委員会(以下「入所選考委員会」という。)の開催に際し、必要に応じて特例入所に該当するか否か改めて保険者市町村に確認することが望ましい。

4 入所選考委員会

- (1) 施設は、入所選考委員会を設置するものとする。
- (2) 入所選考委員会は、施設長、介護課長(生活相談員)、看護職員、介護支援専門員等と外部委員とで構成する。
- (3) 入所選考委員会は、施設長が招集し、必要に応じて開催するものとする。
- (4) 入所選考委員会は、「入所選考者名簿(以下「選考者名簿」という。)」を調整するとともに、これに基づき入所順位の決定を行う。
- (5) 施設は、入所選考委員会を開催したときは、その協議の内容を記録し、これを5年間保存するものとする。

(6) 施設は、保険者市町村等又は鳥取県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。

5 選考者名簿の調整

(1) 調整方法

選考者名簿は、入所申込者に対して、別表に定める基本的評価基準による評価と個別的评价事項を総合的に勘案し、上位の者から登載する。

【基本的評価基準】 (別表のとおり)

- ① 要介護度
- ② 在宅サービスの利用率
- ③ 介護者の有無
- ④ 地域性による評価
- ⑤ 入所待機期間
- ⑥ 三喜苑ショートステイ利用

【個別的评价事項】

施設は、基本的評価基準項目以外で、

〈個別の事情〉

- ① 遠隔地の利用者を親族の居住地付近の施設に入所させる場合の配慮
- ② 家族の介護量や経済的理由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮
- ③ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

〈施設の事情〉

- ④ 性別
- ⑤ ベッドの特性
- ⑥ サービス供給体制

などの個別的に評価する事項について独自に評価方法を設定し、評価するものとする。

(2) 調整時期

選考者名簿は、入所選考委員会の開催ごとに調整する。

6 特別な事由による入所

次のいずれかの場合は、施設長は、入所選考委員会の審議によらず申込者の入所を決定することができる。その場合において、施設長は、事後の当該委員会で報告をするものとする。

- (1) 災害又は事件・事故や介護者の急な入院、介護者の負担が限界になっている、本人の心身等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所選考委員会を招集する余裕がない場合

- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する措置を受託する場合
- (3) もと当施設に入所されていた方で、長期入院等により契約終了している方の退院後（又は再入所必要時）の受け入れ要請があった場合

7 その他の取り扱い

(1) 辞退者の取り扱い

入所に際して入所意志の再確認をしたにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、その申込者の順位を繰り下げる（待機期間をリセット＝待機点数を0に）。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時的に辞退をする場合は、順位を保留するものとする。又、順位を繰り下げた後に再度の辞退があった場合は、改めて施設利用が必要となるまでの間、受付簿から除外することができる。

(2) 施設入所者等の取り扱い

他の介護保険施設又は病院等に入所（入院）している者で当該施設から退所（退院）を求められている者のうち、在宅復帰が極度に困難な者については、次に掲げる方法のいずれかにより入所選考委員会の審議を経て入所の順位を決定することができる。

ア 選考者名簿の調整に当たっては、基本的評価基準による評価を行う際の当該者の在宅サービス利用率については、他の申込者と同様に扱うこと。ただし、入所（入院）直前の在宅サービス利用率が60%以上の場合には、その率に該当するものとして評価すること。

イ 施設が独自に適切な基準を設ける場合は、それにより評価すること。この場合において、選考者名簿の上位登載者と比較考量して、バランスを欠くことのないよう、入所の必要性及び優先性について慎重に審査し、その認定理由を記録すること。

8 適正運用

- (1) 鳥取県及び鳥取県老人福祉施設協議会は、本入所選考指針をそれぞれ公表するとともに、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。
- (2) 施設等は、この指針に基づき適正に入所の選考・決定を行うものとする。
- (3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、この指針の内容について適正な説明をするものとする。
- (4) 施設は、必要に応じて入所選考に係る説明又は資料の開示を行う場合に、適切な対応ができるよう、予め責任者や窓口を明確にしておくとともに個人のプライバシー等個人情報の取り扱いについて細心の注意を払い、その保護に当たるものとする。
- (5) 施設の職員及び入所選考委員会の第三者の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族に関する個人情報を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後又は委員を退任した後も同様とする。
- (6) 市町村と関係団体が当該市町村に所在する施設を対象として、本指針と同様の趣旨

で指針を策定する場合は、本指針は適用しない。

9 付 則

- (1) 施設における指針に基づく入所決定の運用は、平成15年10月1日から開始する。
- (2) この指針は、平成27年4月13日から改正して施行する。
- (3) この指針は、平成28年11月17日から改正して施行する。
- (4) この指針は、平成29年5月15日から改正して施行する。

別表 指針5(1)の基本的評価基準

在宅サービスの利用率 (a)	80%以上	60～80%	40～60%	20～40%	20%未満	指針7(2)施設入所者等入所(入院)直前の利用率が60%以上の者
	35点	25点	15点	10点	5点	
要介護度(b)	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	
	55点	45点	35点	25点	15点	
介護者の有無(c)	介護者がおらず、単身の場合は次の点数を加算する。					
	5点					
地域性による評価(d)	上記の評価点に、施設の所在地と入所申込者の居住地により、次の点数を加算する。					
	三朝町内		三朝町外の中都市町村			
	5点		3点			
三喜苑ショートステイ利用者	直近3ヶ月(毎月半分以上の日数)連続利用					
	5点					
入所申込待機期間	1ヶ月に0.5点					

(a)「在宅サービスの利用率とは、サービス利用表別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。原則として直近3ヶ月の実績の平均利用率を使用する。